

公益財団法人全日本柔道連盟 強化委員会委員の選任に関する規程

(強化委員長及び副委員長の選任)

第1条 会長は、執行部の意見を徴した上で、次条に定める選考基準を考慮して強化委員長及び強化副委員長候補を選考し、理事会の承認を得て委嘱する。

(強化委員長及び強化副委員長の選考基準)

第2条 強化委員長は人格、識見、指導力等を総合的に判断して選考する。選考の際は、以下の事情を考慮する。

- (1) 国際大会(オリンピック、世界選手権大会)または国内大会(全日本選手権大会(男女)、全日本選抜体重別選手権大会)での実績
- (2) 本連盟A指導員資格の有無および所属団体(柔道部)での部長もしくは監督の経験の有無
- (3) 自己の所属する団体における全日本強化選手(A)を育成指導した実績の有無

2. 強化副委員長は、強化委員長を補佐するのに適格と認められる者とする。

(全日本監督の選任)

第3条 強化委員長は、副委員長の意見を徴した上で、次条に定める選任基準を考慮して全日本監督候補を選考し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(全日本監督の選考基準)

第4条 全日本監督は人格、識見、指導力等を総合的に判断して選考する。選考の際は、以下の事情を考慮する。

- (1) 国際大会(オリンピック、世界選手権大会)または国内大会(全日本選手権大会(男女)、全日本選抜体重別選手権大会)での実績
- (2) 本連盟A指導員資格の有無および全日本コーチの経験の有無
- (3) 自己の所属する団体における全日本強化選手(AまたはB)を育成指導した実績の有無

(強化委員の選任)

第5条 強化委員は、専門委員会規程別表に定める区分に従い、強化副委員長及び全日本監督の意見を徴した上で強化委員長が推挙し、会長が委嘱する。

(全日本コーチの選任)

第6条 全日本監督は、強化委員長および副委員長の意見を徴した上で、以下の事情を考慮して全日本コーチ候補を選考し、会長が委嘱する。

- (1) 国際大会または国内全国大会での実績の有無
- (2) 本連盟A指導員資格またはB指導員資格の有無

(科学研究部員の選任)

第7条 強化委員長は、柔道の科学的研究に資するため、科学研究部員を選任する。

(任期)

第8条 強化委員会委員の任期は、夏季オリンピック開催年の10月1日から翌々年9月30日まで、または夏季オリンピック開催年の翌々年の10月1日からそのまた翌々年の9月30日までの1期2年とし、再任を妨げない。

2. 任期途中の退任等により補充した委員の任期は、退任した委員の残りの期間とする。
3. 全日本監督の任期は1期4年とし、最長で2期8年とする。
4. 2020年東京オリンピックの延期に伴い特例措置を以下の通りとする。
 - (1) 2021年10月1日に開始する全日本監督の任期は第1項の規定に関わらず、2024年9月30日までとする。
 - (2) 2021年10月1日に就任する強化委員会委員の任期は第1項および専門委員会規程第5条第1項の規定に関わらず、2022年9月30日までとする。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会の承認を得て行う。

附則

1. 本内規は、平成28年12月15日より施行する。
2. 本内規は、令和2年5月22日より施行する。
3. 本規程は、2021年8月30日より改正して施行する。